

土地改良区だより NO.29 水土里ネット大口



伊佐市大口土地改良区

〒895-2511

鹿児島県伊佐市大口里53番地1

Tel 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528

E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp

- ◇ 組合員の総数
1,416 名
- ◇ 地区の総面積
729 町 4 反
(2022.10.26 現在)

SDGsで目指す「持続的可能な農業」 ドローンを活用した農薬散布



ごあいさつ

理事長 山口 良治

秋冷の候、組合員の皆様方には平素より土地改良区の運営、事業の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年 3 月に実施されました総代・役員の改選により、本年度第 1 回理事会におきまして理事長職の大役を引き受けることになりました。微力ではありますが誠心誠意努めてまいり所存でございますので、向こう 4 年間何卒よろしくお願いいたします。

前執行部より引き継いでおります案件といたしましては、国の示す第 5 次男女共同参画基本計画における女性理事登用の問題をはじめとする男女が対等な構成員として、あらゆる分野において参画する機会の確保、社会的文化的利益を共に享受することを土地改良区にも求められております。次回の改選までには、多様な周知を図り目標とする人員の確保に努めて参りたいと存じます。

幹線水路の付帯施設である調整水門等の更新や豪雨によりコンクリート固定堰の破損等においては、防災・減災を念頭に更新事業導入の必要にも迫られており、現在関係機関との調整を図り、年次的な計画を策定しているところであります。北伊佐地区かんがい排水事業から間もなく 50 年となり、圃場整備事業の完了からも 4 半世紀が経過しようとしており、施設の劣化は著しく、早急な取り組みが喫緊の課題となっております。米価の低迷が予測される中、皆様には改修事業の負担につきまして、ご相談申し上げなければなりません、負担の軽減につきまして最大限を努めて参りたいと存じますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

また大田地区の農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては今年 4 月、正式に事業採択が認可され、すでに現地調査等が実施されております。順調に進みますと令和 6 年度から工事が実施されることとなります。関係者の皆様には更なるご理解とご協力をお願いいたします。末尾に過去に例を見ない近年の異常気象、諸資材高騰等により、営農意欲も削がれる思いもありますが、皆様の変わらぬご活躍と健康を心よりお祈り申し上げます。

財 務 状 況 報 告

規約第 47 条、会計細則 66 条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

令和 4 年度 収入支出予算の執行状況

令和 4 年 9 月 30 日現在(単位:円)

収 入				支 出			
款	予算額	収入済額	未収入額	款	予算額	支出額	未執行額
1. 土地改良事業	13,359,100	7,250	13,351,850	1. 土地改良事業	6,780,000	1,303,796	5,476,204
2. 附 帯 事 業	3,290,100	410,160	2,879,940	2. 附 帯 事 業	1,340,000	186,016	1,153,984
3. 特定資産運用	1,500	237	1,263	3. 一 般 管 理 費	13,688,000	5,173,058	8,514,942
4. 補 助 金 等	6,057,400	3,360,000	2,697,400	4. 土改事業負担金	300	0	300
5. 雑 収 入	290,600	72,955	217,645	5. 借 入 金 返 済	3,088,700	0	3,088,700
6. 借 入 金	1,100	0	1,100	6. 支 払 利 息	82,400	0	82,400
7. 特定資産取崩	344,100	0	344,100	7. 固定資産取得	3,000	0	3,000
8. 固定資産売却	200	41,250	-41,050	8. 出 資 金 取 得	1,000	0	1,000
9. 出 資 金 返 還	100	0	100	9. 支払換地清算金	100	0	100
10. 交付換地清算金	100	0	100	10. 納付換地清算金	100	0	100
11. 徴収換地清算金	100	0	100	11. 特定資産積立	3,816,500	48,737	3,767,763
12. 繰 越 金	8,305,600	9,811,913	-1,506,313	12. 雑 支 出	100	0	100
				13. 繰 越 金	2,100,000	0	2,100,000
				14. 予 備 費	749,800	0	749,800
計	31,650,000	13,703,765	17,946,235	計	31,650,000	6,711,607	24,938,393

土地改良区の事業会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、決算書を作成しております。また、令和 4 年度から複式簿記会計方式を採用しております。

年 2 回の定期監査の他、土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

令和 3 年度

一般会計収入支出決算書

(単位:円)

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
1. 組 合 費	14,642,430	1. 事 務 費	11,086,314
2. 使 用 料	1,247,640	2. 財 産 費	4,625,000
3. 補 助 金	6,881,320	3. 諸 負 担 金	132,410
4. 雑 収 入	3,234,771	4. 借入金利息	0
5. 繰 入 金	294,500	5. 維持管理費	4,100,193
6. 繰 越 金	9,425,330	6. 事 業 費	5,970,161
		返 戻 金	0
		予 備 費	0
計	35,725,991	計	25,914,078

収支差引差額 9,811,913 円が令和 4 年度へ繰越

令和 3 年度

特別会計収入支出決算書

(単位:円)

会 計 種 別	収入決算額	支出決算額	差 異
地区除外決済金積立金	15,889,820	294,500	15,595,320
退職給与積立金	6,339,198	640,000	5,699,198
研修費積立金	590,577	262,240	328,337
河川道路用地売却金	2,627,584	0	2,627,584
管理用地使用料積立	6,240,654	0	6,240,654
財政基金積立金	7,856,300	0	7,856,300

差引額が令和 4 年度特定資産として繰越

監査報告

令和 4 年度第 1 回監事会が開催され、令和 3 年度の運営・事業・会計・経理について監査が実施されました。その結果、何ら異常等は認められなかったことを報告致します。

令和 4 年 7 月 1 日

総括監事 石原 昭 紀

監 事 今 村 博

〃 梅 木 浩 一

令和 3 年度 財 産 目 録

(令和 4 年 5 月 31 日現在)

資 産

流動資産(現金、預金)	9,811,913 円
特定資産(積立金見返預金)	38,347,393 円
出資金(県信連、北さつま農協)	102,000 円
固定資産(備品等)	370,512 円
資産合計	48,631,818 円

負 債

長期負債(県営圃場整備事業借入金)	4,734,840 円
短期負債(積立引当金等)	38,347,393 円
負債合計	43,082,233 円

新役員・総代が決まりました

任期 総代 令和 8 年 3 月 14 日迄

任期 役員 令和 8 年 3 月 25 日迄

選任区	関係自治会	総 代	理 事	監 事
第一選任区（里）	春 村	南 利 治	森 山 優 一	石 原 昭 紀
	平 原 前	永 野 一 夫		
	平 出 水			
	小 木 原			
	淵 辺	谷 川 政 実	柿 木 原 榮 一	
	高 柳	児 島 博 徳		
	大 田	永 野 紘 一		
	上 新 町	谷 山 光 徳		
	郡 山 地 区	岩ノ上 栄 治		
	里 町	竹之内 茂 樹		
	と ど ろ	宮ノ前三 國		
	西 水 流			
	井 手 原			
	西 本 町			
	上 八 坂	敷 根 真 昌	山 口 良 治	
	下 八 坂			
	稲 荷 町			
	仲 町			
	朝 日 町	徳 永 哲 朗		
	戸 切 地 区			
	大 道			
	千 束 松			
	水 ノ 手	亀 居 修 一		
上 元 町	中 禮 昭 彦 有 園 良 介	田 崎 正 二		
中 元 町				
下 元 町				
東 元 町				
元 町 実 業	安 留 和 法			
諏 訪 馬 場				
上 之 馬 場				
忠 元				
一 の 山	小 水 流 英 樹			
小 水 流				
国 ノ 十 田	岩 元 裕 二			
第二選任区（大園）	園 田	大 丸 昭 久 島 田 省 悟	中 村 省 三	今 村 博
	鳥 巢 上	永 里 昭 弘		
	鳥 巢 下	坂ノ上 孝 士		
	松 木 原	東 輝 明		
富 士 木				
白 木				

員内監事の選出は、
1・5・6 選挙区→1 名 2・3・4 選挙区→1 名

任期満了に伴う総代選挙が 3 月 8 日、役員選任会議が 3 月 15 日に各々執行され、総代 63 名、理事 13 名、監事 3 名の当選・選任が確定しました。

- ・ 理 事 長 山 口 良 治（庶務担当）
- ・ 副理事長 中 村 浩 久（会計担当）
- ・ 総括監事 石 原 昭 紀

選任区	関係自治会	総 代	理 事	監 事			
第三選任区（羽月）	大 島 北	西 幸 一	岡 正 通	今 村 博			
	羽月上ノ馬場 羽月山之口 麓 町 萩 谷	武 茂 満					
	大 島 南	西 賢 吾 島 内 善 樹					
	並 木 須 原 包 ノ 原	山 之 口 司					
	金 波 田	西 記 洋 正 田 畑 敏 明 内ノ浦 亨 岩 瀬 清 隆					
	湯 之 谷 駅 前	山 崎 征 二	内 野 伸 郎		石 原 昭 紀		
	堂 崎 高 津 原	奥 園 誠 一 今 村 浩 二					
	下 殿 大 住	前 田 義 一					
	奈 良 野 鉦 業 所	長 谷 川 福 美					
	第四選任区（牛尾）	永 野 原	大 井 浩 久			中 村 正 浩	石 原 昭 紀
白 ケ 谷		下 山 明 人					
牛 尾		西ノ園 正 二 下 牛 尾 寛 中 村 廣 実					
第五選任区（大口中央）	目 丸 地 区	益 園 利 昭	加 治 屋 忍	石 原 昭 紀			
	篠 原	西 誠 二 松ヶ迫 憲 二 松 元 政 文					
	舟 ノ 川	馬 門 英 輝					
	陣 之 尾	中 村 俊 徳 松 山 浩 志	上 之 原 毅		石 原 昭 紀		
	山 ノ 口	今 村 辰 郎 原 水 勝 巳					
	木 ノ 氏	上 田 求 有 蘭 恭 彰	中 村 浩 久			石 原 昭 紀	
	上 木 ノ 氏	重 久 守 男 中 村 泰 久					
	一 ノ 渡 瀬 笹 野	岩 崎 裕					
	第六選任区（大田）	郡 山 地 区	兵 底 博 之 山 下 昭 彦				竹 下 秀 樹
大 高 田 柳		長 町 政 俊					
木 崎		満 元 正 信 上 木 崎 文 男					
神 池 島 川		山 下 和 義					
員 外 監 事				梅 木 浩 一			

今後の事業計画

1. 水利施設等保全高度化事業 北伊佐地区

幹線水路における各調整水門の改修

昭和 40 年代後半から 50 年代前期にかけて、「北伊佐地区かんがい排水事業」として、里用水路・羽月用水路・大園用水路の整備がなされております。付帯施設として設置された調整水門も既に 50 年近くが経過し、操作管理にも大変ご苦労をいただいているところです。

このことから、来年度より主要水門の更新を順次進めて参ります。



五反田水門（朝日町）

- ◇ 事業期間 令和 5 年度 里用水路の五反田水門
以後、令和 6 年度から令和 12 年度までにおいて
3 水系の調整水門・放水門等の更新を行う予定です。
- ◇ 事業主体 県営事業：県始良・伊佐地域振興局農村整備課

2. 農業水路等長寿命化防災減災事業 木ノ氏地区

水ノ手川に設置してある固定堰用水施設の更新



諏訪古場堰

令和 2 年及び 3 年の豪雨により河川敷内に設置してあるコンクリート固定堰の除塵用スクリーンなど取水施設の破損が著しく、用水管理にも支障を来していることから、瓦部石堰より上流の現役堰において改修を進めて参ります。

- ◇ 事業期間 令和 5 年度から
令和 8 年度までの 4 ヶ年を予定
- ◇ 事業主体 団体営事業：伊佐市

3. 農地中間管理機構関連農地整備事業 大田地区

本年 4 月に事業採択を受け、現在現地調査による測量設計業務が実施されております。来年は従前地調査、換地計画書原案の作成が予定されており、令和 6 年度の秋口から面工事着工の予定です。



..... 令和4年度 賦課金及び徴収期間について

1. 賦課額（予算額）

(1) 経常賦課金 13,024,300 円

種別	10a 当り	備 考
田	1,850 円	・ 定款で定めた天水田については 1/2 ・ 大字山野・ 湊辺(山野十曾土地改良区との重複地)については、 2/3 の 1,230 円とする
畑	930 円	

経常賦課金とは.....

- ・ 土地改良組合の運営費および施設の維持管理費になります。
- ・ 管理区域内で登記簿上、「田・畑」である以上、固定資産税と同様の扱いとなります。

(2) 特別賦課金 325,800 円 （ほ場整備事業他工事費受益者負担分）

種 別	10a 当り	残債期間
羽月地区	160 円	令和 5 年度まで
第二羽月地区	200 円	令和 6 年度まで

特別賦課金とは.....

- ・ 県営事業等の事業負担金です。
- ・ ほ場整備事業は農家の負担分を毎年分割という形で、国へ返納しております。



2. 徴収期間と徴収方法

(1) 徴収期間 令和 4 年 11 月 18 日から令和 4 年 12 月 9 日まで

(2) 徴収方法 原則として自治会別による徴収を行っております。

令和 3 年度も、 賦課金徴収 100% を達成!!

金融機関の自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合わせください。

全国の金融機関からの自動振替が できるようになりました！

これまで地元北さつま農協のみの自動振替を受付けておりましたが、本年度賦課金より、全国の金融機関（信用組合、信漁連の一部で取扱不可あり）からの自動振替を受け付けることになりました。詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

尚、郵便局やコンビニからの払込は従来どおりです。

**組合費(賦課金)は土地改良区の主要な財源です。
‘ 賦課金の期限内納入にご理解とご協力を ’**

組 合 員 の 皆 様 へ

～ 誰もが活躍する農業・農村を目指して～

第5次男女参画基本計画により、2025年度までに土地改良区の理事に占める女性の割合を10%とする目標が掲げられています。

本区におきましては、今年3月の役員改選では、周知する期間が短く目標を達成できておりません。7月開催の理事会から定数の増、組合員外からの登用などについて議論を進めております。

次回の改選期には目標を達成できますよう地域組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

こんなときは必ず届出を提出してください！！

- ◆ 農地の異動（売買・交換・賃貸借等）
- ◆ 農業者年金受給による経営移譲
- ◆ 組合員の死亡・住所の変更等
- ◆ 農地を宅地等へ転用
- ◆ 公共事業(用地買収)による転用
- ◆ 指定口座の変更・閉鎖

【注 意】
届出がない場合は、
従前の人に賦課金がかかり
ます
(申告主義です)

※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。

※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。(転用決済金が発生します)
地区除外転用決済金とは、かんがい排水事業等を関係受益者で導入し、造成された施設の維持管理はその受益者の義務となります。そうした中、転用により農地が減少することで、残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため、規定されております。

【事務所所在地】

伊佐市大口里 53 番地 1

TEL 0995-22-9013 FAX 0995-22-5528

